

改正案

現行

<p>3 </p> <p>（特定銀行代理業者の休日） 第十六条の七（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において「営業所等」という。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この号において「<u>同一</u>」を行わない営業所等（特定銀行代理行為を行う営業所等 の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日）</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日</p> <p>特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日</p>	<p>（特定銀行代理業者の休日） 第十六条の七（略）</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。）の特定銀行代理行為（<u>同項</u>に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この項において「<u>同一</u>」を行わない営業所又は事務所（特定銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	---

目とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～三 （略）

四 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二項第二号の規定による承認

五～十 （略）

2～5 （略）

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～三 （略）

四 法第五十二条の四十二第一項の規定による承認

五～十 （略）

2～5 （略）